

無線局免許状の記載事項の遵守

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。(法 § 52)
 - (1) 遭難通信，緊急通信，安全通信，非常通信
 - (2) 放送の受信
 - (3) その他総務省令で定める通信
- ② ①(3)の「総務省令で定める通信」は、次に掲げる通りとする。(規 § 37)
 - (1) 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
 - (2) 電波の規正に関する通信
 - (3) 非常の場合の通信の訓練のために行う通信
 - (4) 人命の救助に関し急を要する通信
- ③ 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所，識別信号，電波の型式及び周波数は、免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。(法 § 53)
- ④ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に掲げるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。(法 § 54)
 - (1) 免許状等に記載されたものの範囲内であること。
 - (2) 通信を行うため必要最小のものであること。

- ⑤ 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)～(3)に掲げる通信を行う場合にはこの限りでない。(法 § 55)
- ⑥ ①～⑤(ただし④(2)を除く)の規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。(法 § 110)